

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 4 年 3 月 8 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 SUPER CENTER PLANT 高島店 高島市安曇川町青柳 1486-1 ほか
104 筆

2 意見の概要

高島市からの意見

- (1) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）や振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく、特定施設の設置や特定建設作業を実施される場合は事前に高島市役所環境政策課に届出をしてください。
- (2) 工事に伴う騒音、振動、粉じんおよび濁水の発生防止に努めてください。
- (3) 水質汚濁が生じないよう、排水対策には万全を期してください。
- (4) 土地の改変等造成には、土壤汚染の恐れがない良質土により施行してください。
- (5) 高島市環境基本条例（平成 17 年高島市条例第 371 号）および高島市未来へ誇れる環境保全条例（平成 19 年高島市条例第 43 号）を遵守してください。
- (6) ごみ集積所について、新たにごみ集積所を設置される場合は事前に高島市役所環境政策課と協議してください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑 565 番地

(2) 縦覧期間 令和 4 年 3 月 8 日から令和 4 年 4 月 8 日まで